

IR推進会議取りまとめ（概要） ～「観光先進国」の実現に向けて～

平成29年 8月

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局

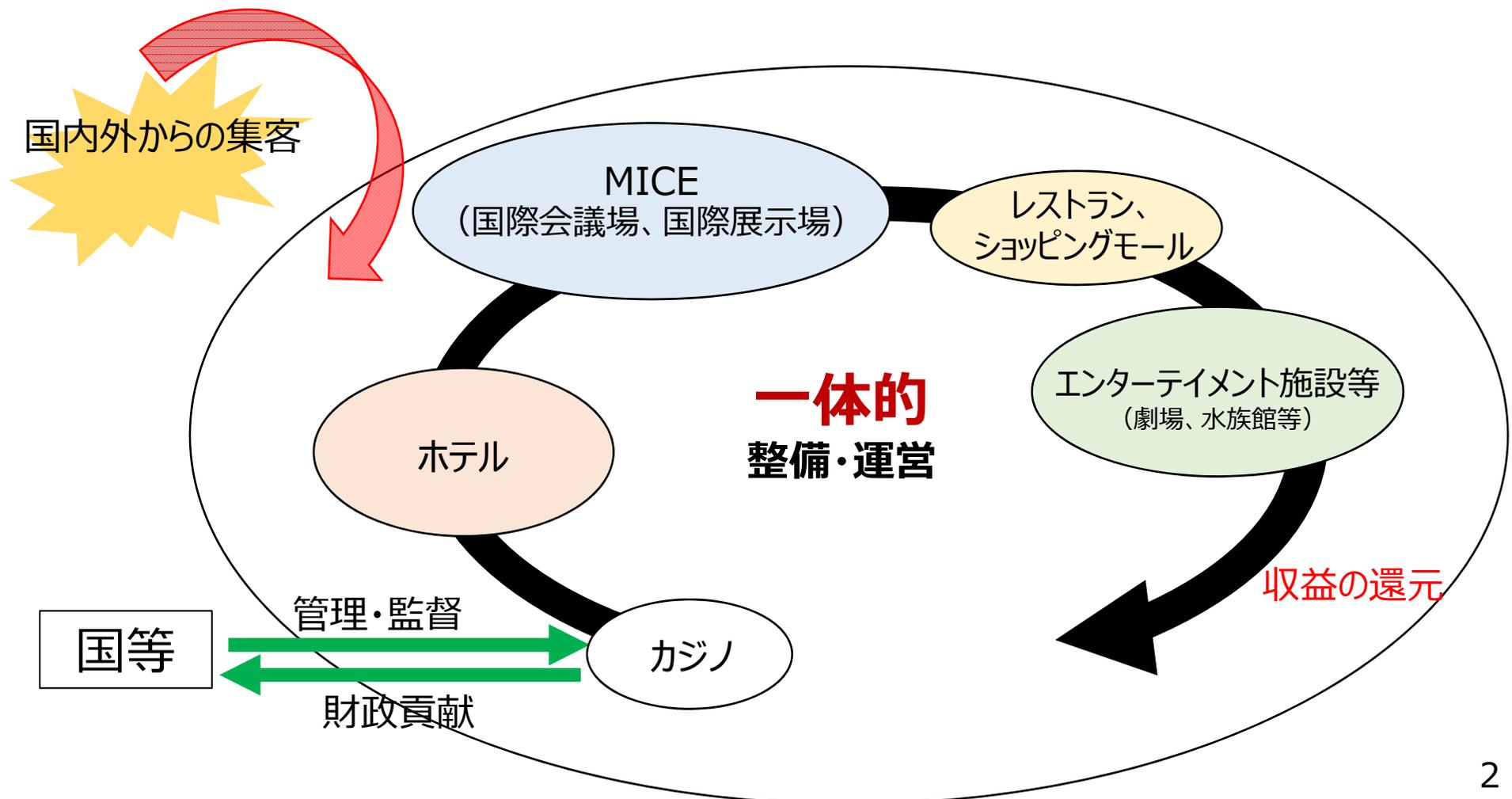
■ 目次

1. IR (Integrated Resort)/諸外国のIRとは・・・P. 1
2. 公共政策としての「日本型IR」について ……………P.7
 - ①IR区域・IR施設・IR事業者……………P.13
 - ②IR区域整備・IR事業者の監督 ……………P.16
 - ③カジノ規制……………P.19
 - ④弊害防止対策 ……………P.25
 - ⑤カジノ管理委員会、公租公課等 ……………P.28
3. おわりに～「観光先進国」の実現に向けて～……………P.31

1. IR (Integrated Resort)/諸外国のIRとは

I R（統合型リゾート：Integrated Resort）とは何か

- 「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」が一体となっている施設群
- カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- 民間事業者の投資による
 - ・集客及び収益を通じた観光地域振興
 - ・新たな財政への貢献



(参考) シンガポールのIRの例

マリーナ・ベイ・サンズ



リゾート・ワールド・セントーサ

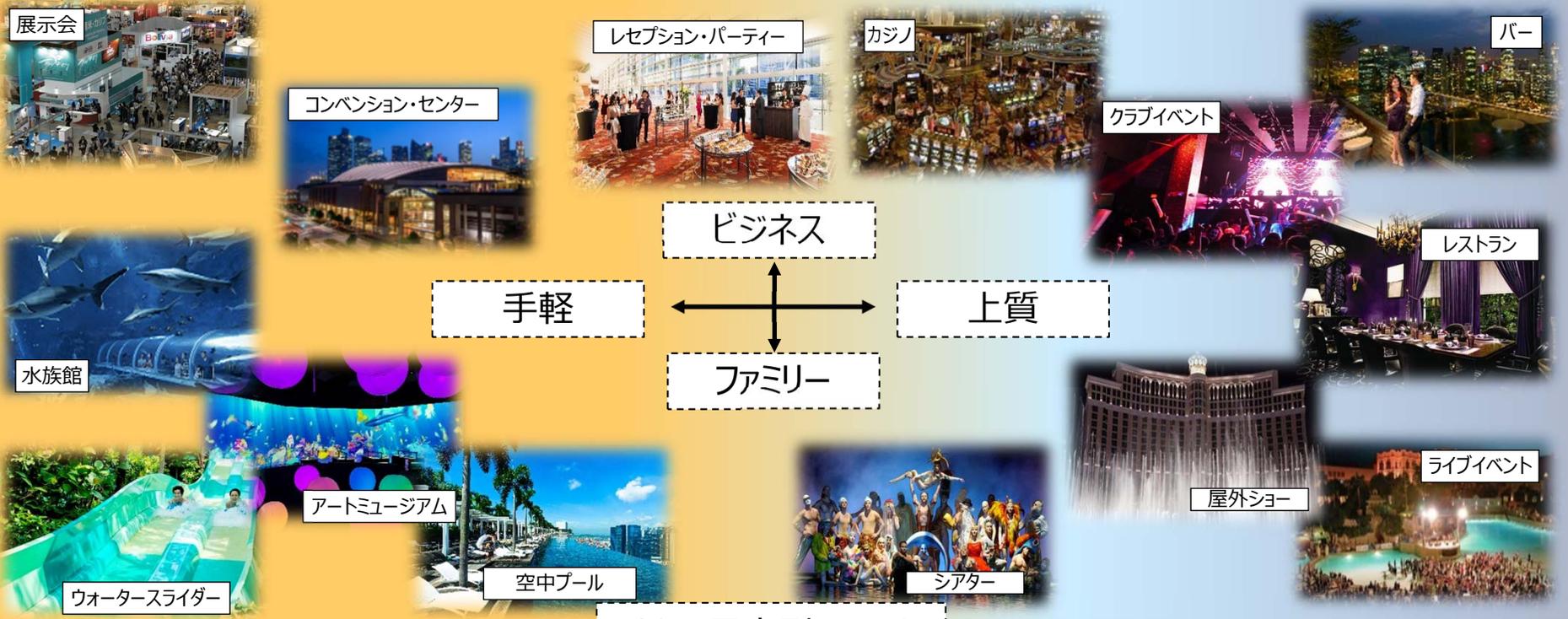


諸外国におけるIRのコンテンツの例（民間の自由な発想を活かした多様なコンテンツ）

諸外国のIRでは、民間ならではの自由な発想によりカジノ収益を活用して、昼夜を問わず、ビジネスからファミリーまで、上質なものと手軽なものまで、幅広いコンテンツが提供されている。

昼

夜



さらに日本型IRでは

- IRで様々な日本の魅力を体験し、思い立ったら、すぐに、気軽に、日本各地へ。
- これらを通じ、日本各地における 新たな観光ビジネスのモデルの確立を目指す



写真提供：岐阜県白川村役場

川越市「川越まつり」

諸外国のIRの現状①

(魅力的なコンテンツの提供)

民間事業者の資金・自由な発想で国際的・魅力的なコンテンツ、また、家族も一緒に楽しめるコンテンツを提供しており、例えば、世界最先端のショービジネスや、一流のアーティストのコンサート、世界最高峰のスポーツイベント等がIRの施設内で開催され、国内外からの観光客を惹きつけている。



MGM Grandで公演されている「KA」



Mandalay Bayで公演されている「Michael Jackson ONE」



Bellagioで公演されている「O」



リゾート・ワールド・セントーサのイルカと遊べる水族館



リゾート・ワールド・セントーサの水槽に潜れる水族館



リゾート・ワールド・セントーサのウォーター・スライダー



マンダレイ・ベイのイベントセンターを活用したライブ



ニューヨーク・ニューヨーク/MGM Grandに近接して整備されているT-mobile Arena



T-mobile Arenaで行われているボクシング5

諸外国のIRの現状②

(型破りで、印象的な建築物・空間の創出)

IRの施設自体が個性的・魅力的な建造物・空間となっており、これらを通じて、非日常的・印象的な空間の創出・提供をすることにより、施設自体が観光の目的地になる等多くの人を惹きつけている。



マリーナベイサンズでは、
地上200mに、3棟のホテルをつなぐようにしてスカイパーク
(プール)が整備され、他では体験できない空間を創造



ベラジオの前の噴水では、
有名なハリウッド映画のワンシーンに使われたり、プロジェクション
マッピングに合わせて歌舞伎が行われたりするなど魅力的な空間を演出



(シーザーズ・パレス及びその周辺)

2. 公共政策としての「日本型IR」について

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）概要

第一 目的

特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、これを総合的かつ集中的に行う。

第二 定義

「特定複合観光施設」…カジノ施設※、会議場施設、宿泊施設等が一体となっている施設であつて、民間事業者が設置及び運営をするもの

※ 許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置及び運営がされるものに限る。

「特定複合観光施設区域」…特定複合観光施設を設置することができる区域として、地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域

第三 基本理念

地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本とする。

第四 国の責務

基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

第五 法制上の措置等

政府は、第六から第八までに基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。必要な法制上の措置については、法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

第十 見直し

この法律の規定及び第五に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

第六 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等
2. 観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興
3. 地方公共団体の構想の尊重
4. カジノ施設関係者に対する規制
5. カジノ施設の設置及び運営に関する規制
 - ・カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点からの措置（ギャンブル依存症等の悪影響防止措置等）
 - ・外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点からのカジノ施設に入場することができる者の範囲の設定等の措置

第七 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

カジノ管理委員会は、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

第八 納付金等

1. 国及び地方公共団体は、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。
2. 国及び地方公共団体は、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

第九 特定複合観光施設区域整備推進本部

1. 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、本部は、必要な法律案及び政令案の立案等を行う。
2. 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長は内閣総理大臣をもって充てる。
3. 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する重要事項を調査審議するため、有識者で組織する特定複合観光施設区域整備推進会議を本部に置く。
4. 本部に事務局を置き、事務局に事務局長のほか所要の職員を置く。

公共政策としての「日本型IR」とは

「特定複合観光施設」を一体として構成すべき中核施設を以下の機能を有するものと整理。これらの機能を有する施設は、それぞれ我が国を代表する施設として I R 区域内にカジノ収益を活用し整備され、国際競争力の高い滞在型観光の実現を目指す。これによって、2030年に、訪日外国人旅行者数について6,000万人、旅行消費額について15兆円を目指す等の公共政策の実現を強力に後押しする。



上記の中核施設の具体的内容及びその他の施設の種類・コンテンツについては、**民間事業者の資金・自由な発想**を活かし、より魅力的、かつ、高い経済効果を有する施設の整備・運営を実現

公共政策としての「日本型IR」に係る根本原則等について

【我が国におけるIR導入に関する根本原則】

我が国におけるIRの導入は、単なるカジノ解禁ではなく、また、IR事業を認めるだけのものではなく、世界の人々を惹きつけるような我が国の魅力を高め、大人も子供も楽しめる新たな観光資源を創造するものでなければならない。

<制度設計の柱>

1. 世界初のIR法制度：

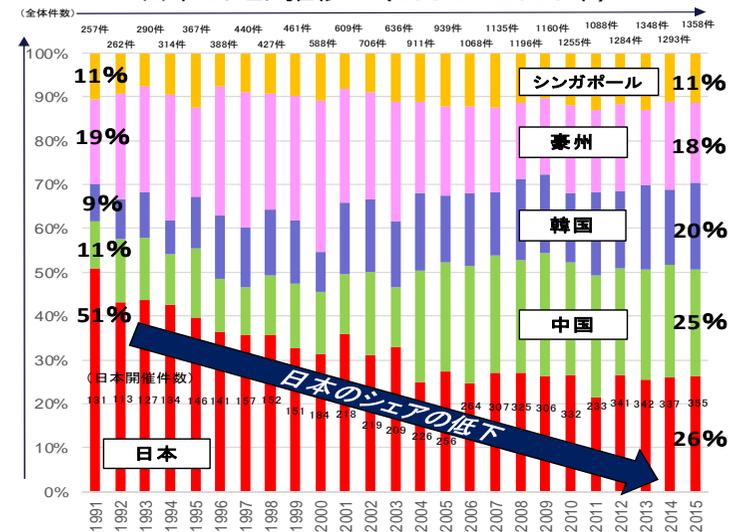
「観光先進国」にふさわしい集客施設と収益面の原動力となるカジノ施設を法制度上一体化
アジア・大洋州主要国の国際会議開催件数に対する
日本のシェア推移（1991～2015年）

2. 魅力ある「日本型IR」：

民間事業者ならではの創意工夫を活かし、

- ① 世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立
- ② 滞在型観光モデルの確立
- ③ 世界に向けた日本の魅力発信

等により、「観光先進国」としての日本を実現



(出典) ICCA (国際会議協会)
統計を基に観光庁において作成

3. 諸外国と比較して遜色ない世界最高水準のカジノ規制

諸外国と比較しても遜色なく、かつ、諸外国に例のない規制（きめ細やかな入場回数制限等）も盛り込んだ世界最高水準の規制

公共政策としてのIRとは

(諸外国におけるIR ; Not a Casino, but an IR)

IRを公共政策として位置付けるコンセプトは、シンガポールにおいて2005年に登場し、国際的な都市間競争から取り残されるとの危機感を抱き、観光都市として生き残るための観光資源への再投資策として、IRは導入された。なお、カジノの運営は世界127カ国・地域で認められている。

【リー・シェンロン首相演説】

<IR導入の目的>

- 「(観光に係る)マーケットシェアは低下してきている (アジア太平洋地域におけるシェアが、1998年の8%から2002年には6%へと低下している)。また、旅行者のシンガポールでの滞在時間が減ってきている (1991年には平均4日滞在していたが、今では3日になっている)。一方、香港には約4日、ロンドンには約5日、ニューヨークにはほぼ1週間滞在している。」「私たちは旅行者の目的地としても魅力を失ってきている。私たちは大勢の人々を魅了する観光資源に関するプロジェクトへの投資を行ってこなかった。そのため、旅行者の目を引く資源が少なすぎるのだ。」
- 「世界中の都市が再開発を行っている。」「私たちが検討すべき問題は、シンガポールがこの新しい世界の一員となるか、無視され、取り残されるかということだ。」「私たちは、世界中の才能ある人々を魅了する、生き生きとして活気に満ち、そこで仕事をし生活したいと思わせる、世界的な都市であろうと模索している。」

<IRのコンセプト ; Not a Casino, but an IR>

- 「私たちはカジノの導入について検討しているのではなく、IR、統合型リゾートの導入について検討しているのだ。」
- 「IRは、レジャーやエンターテインメント、ビジネスの場と呼ぶべきものだ。」
- 「IRには、ホテル、レストラン、ショッピング、コンベンション施設、劇場、美術館、テーマパークといった、ありとあらゆる施設が立地している。IRは毎年大勢の人々を魅了しており、その大多数はギャンブルをするためにIRに来ているのではない。リゾートを楽しむ旅行者であり、展示会や会議に参加する経営者やビジネスマンたちなのだ。」
- 「小規模ではあるが重要な施設として、ゲーミングを提供する場が設けられており、プロジェクト全体の経済的継続性を支えているのだ。」

IRの開業前後で見られるシンガポールにおける変化（公共政策として効果の発現）

- シンガポールでは、国際観光地としての魅力を取り戻すため、2005年にリー・シェンロン首相は、国策としてカジノを含むIRを誘致することを決断し、IRの中にMICE施設等の施設に加え、アイコンックな宿泊施設、エンターテイメント施設等魅力的な施設の整備を行ったこと等により、様々な指標に変化が見られる。
- IR開業（2010年）前後の5年間で、具体的には以下のような増加が見られるなど公共政策として効果が発現。
 - ・国際会議開催件数は23%増加していることに加え、外国人旅行消費額も86%増加
 - ・宿泊施設については、客室供給総数は30%増加する中で、稼働率は13%増加し、客室単価（富裕層向け）も36%（46%）増加

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	対2009年比
外国人旅行者数	968万人	1,164万人	1,317万人	1,450万人	1,557万人	1,510万人	156%
外国人旅行消費額※2	1.00兆円	1.49兆円	1.75兆円	1.82兆円	1.85兆円	1.86兆円	186%
外国人旅行消費額※2 (エンタメ関連)	158億円	3,160億円	4,245億円	4,127億円	4,308億円	4,586億円	2,897%
国際会議開催件数※1	689件	725件	919件	952件	994件	850件	123%
BTMICE目的訪問人数※3	261万人	338万人	356万人	406万人	405万人	377万人	144%
ホテル客室(総数)	1,134万室	1,162万室	1,267万室	1,275万室	1,339万室	1,470万室	130%
ホテル稼働率	75.8%	85.2%	86.0%	86.5%	86.3%	85.5%	113%
ホテル客室単価※2 (Luxury)	14,950円 (24,909円)	17,181円 (27,992円)	19,491円 (31,469円)	20,635円 (34,016円)	20,351円 (34,371円)	20,351円 (36,413円)	136% (146%)

※「Annual Report Tourism Statistics」、を基に事務局において作成 ※1：(出典)日本政府観光局(JNTO)国際会議統計2015(UIA国際会議統計より)
 ※2：「1US\$=78.75円」で計算 ※3：「Annual Report Tourism Statistics」の訪星外国人旅行者数及び目的別訪問率を基に算出

① 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; IR区域・IR施設・IR事業者

<IRに係る制度設計に関する基本的枠組み>

(IR施設)

- ① 民間事業者の資金・自由な発想で設置・運営
- ② IRの中核施設を「MICE施設」「宿泊施設」「魅力発信施設」「送客施設」と定義
- ③ 各施設が国際競争力を有し、我が国を代表するものであることを要件化
- ④ カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保

(IR区域・IR事業者等)

- ① 1つのIR区域に1つのIR施設（カジノ施設は1つ）を1つのIR事業者が設置・運営
(P.14参照)
- ② IR事業者は、カジノ事業を含めたIR事業全体を所有・経営・運営する一体性が確保された事業形態が原則。一方、カジノ管理委員会の免許等を条件に、土地・施設の所有権等が分離する事業形態及びカジノ事業以外のIR事業の運営委託を伴う事業形態も可能
(P.14、P.22、P.23参照)

(IR区域の認定)

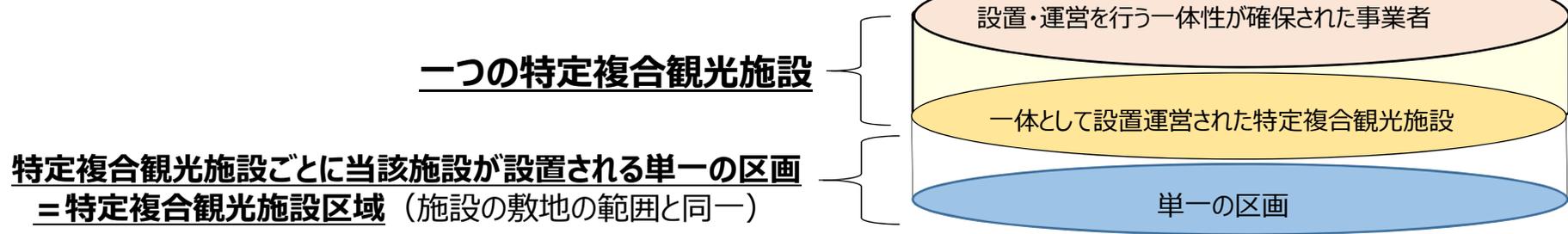
- ① 都道府県又は政令市がIR事業者を公募・選定後、区域整備計画と併せて、区域認定を申請し、主務大臣（国土交通大臣）が認定
- ② 当初のIR区域数の上限は、推進法の提案者の答弁等を踏まえ検討 (P.15参照)

① 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; IR区域・IR施設・IR事業者

<IRに係る制度設計に関する基本的枠組み>

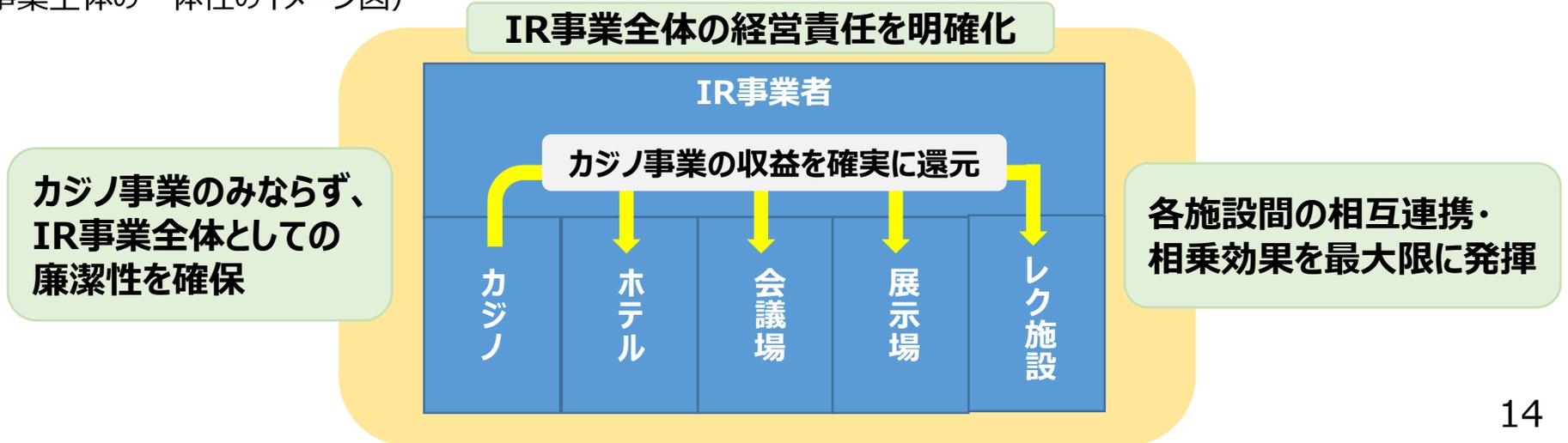
(IR区域・IR事業者等)
① 1つのIR区域に1つのIR施設 (カジノ施設は1つ) を 1つのIR事業者 が設置・運営

(特定複合観光施設と特定複合観光施設区域との関係 (イメージ図))



(IR区域・IR事業者等)
② IR事業者は、カジノ事業を含めたIR事業全体を所有・経営・運営する一体性が確保された事業形態が原則。一方、カジノ管理委員会の免許等を条件に、土地・施設の所有権等が分離する事業形態及びカジノ事業以外のIR事業の運営委託を伴う事業形態も可能

(事業主体の一体性のイメージ図)



① 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; IR区域・IR施設・IR事業者

<IRに係る制度設計に関する基本的枠組み>

(IR区域の認定)

② 当初のIR区域数の上限は、推進法の提案者の答弁等を踏まえ検討

【推進法に対する参・内閣委員会の附帯決議】

四 特定複合観光施設区域の数については、我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。

【推進法審議時における提案者の答弁】

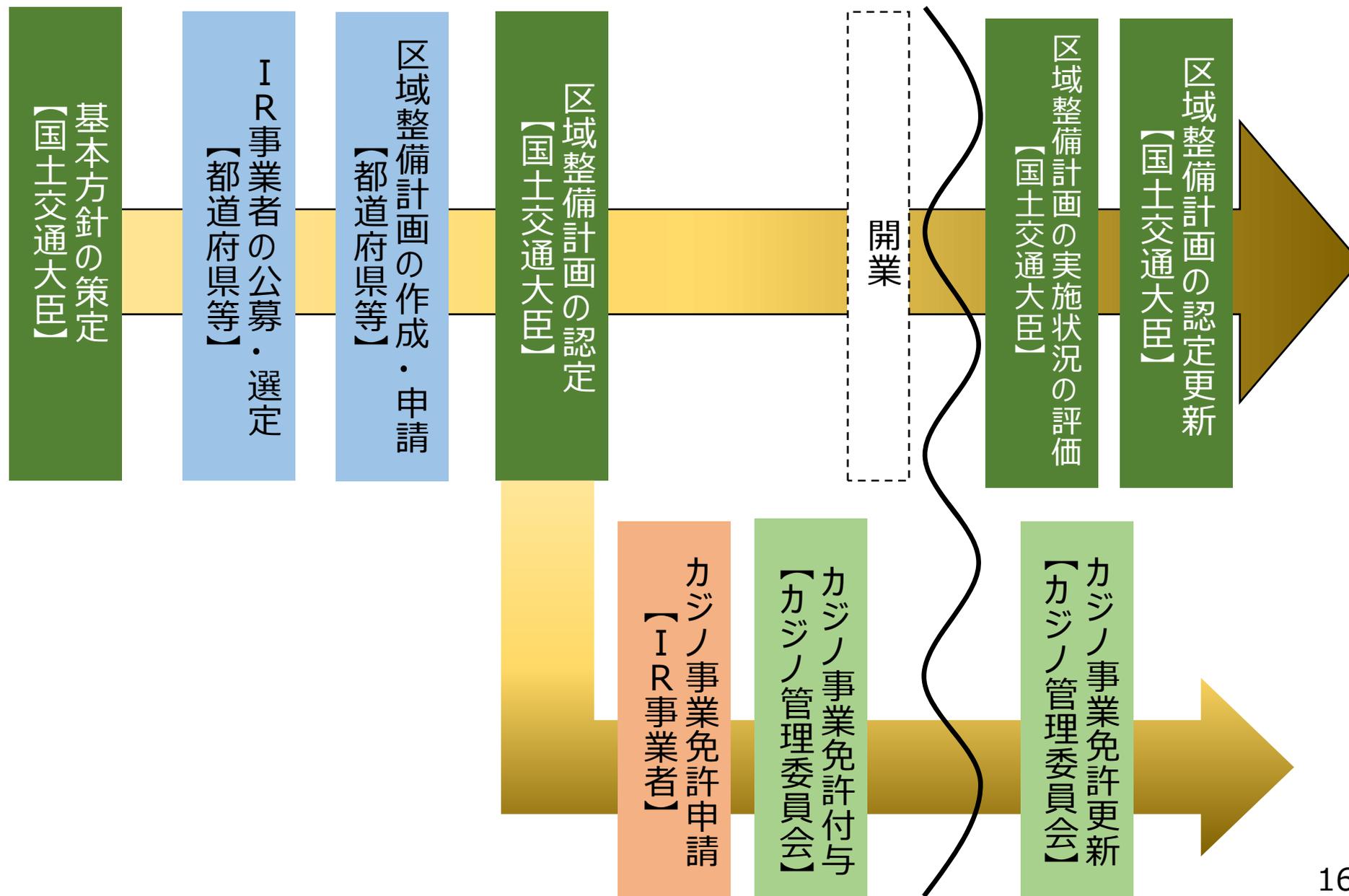
2つか3つくらいからスタートして、効果を検証し、段階的にどの程度増やしていくのか検討すべき。

【推進法】

「この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべき」（附則第2項）

② 公共政策としての「日本型IR」の具体的な内容；IR区域整備・IR事業者の監督

＜事業実施の流れ（イメージ）＞



② 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；IR区域整備・IR事業者の監督

<公共政策としての目的達成のために>

(基本方針の策定等)

- ① 国土交通大臣は、IR制度の運営に向けた「基本方針」等を示し、都道府県等による「区域整備計画」を認定（更新制）

(IR事業者に対する監督の役割分担)

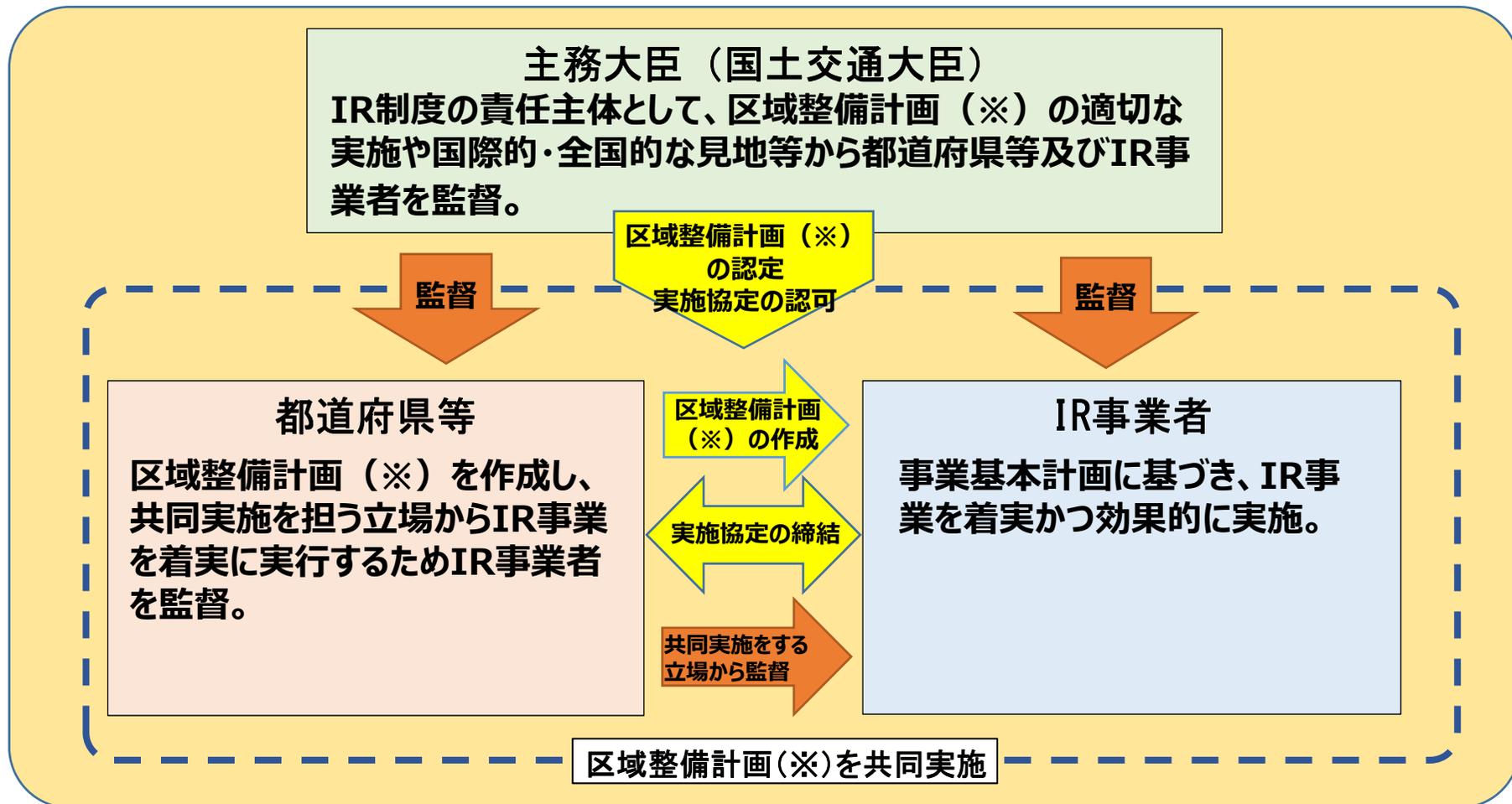
- ① 国土交通大臣は、国際的・全国的な見地等から必要であると認める場合に都道府県等及びIR事業者を監督 (P.18参照)
- ② 都道府県等は、IR区域整備をIR事業者と共同して実施する立場からIR事業者を監督 (P.18参照)

(IR事業者に対する監督の手法)

- ① 都道府県等及びIR事業者に対して、IR事業に係る詳細な事項を定めた「実施協定」の締結・国土交通大臣の認可を義務付け (P.18参照)
- ② 実施状況の評価制度を設け、国土交通大臣は必要に応じて改善等を指示
- ③ 国土交通大臣は区域整備計画の認定更新時に評価の結果が適切に反映されていることを確認

② 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; IR区域整備・IR事業者の監督

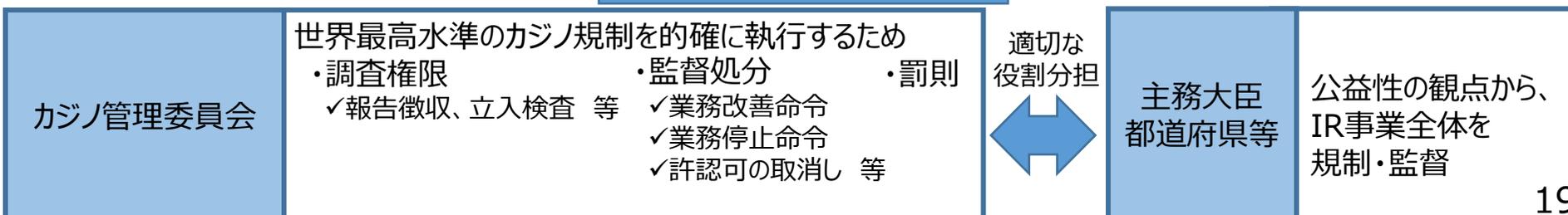
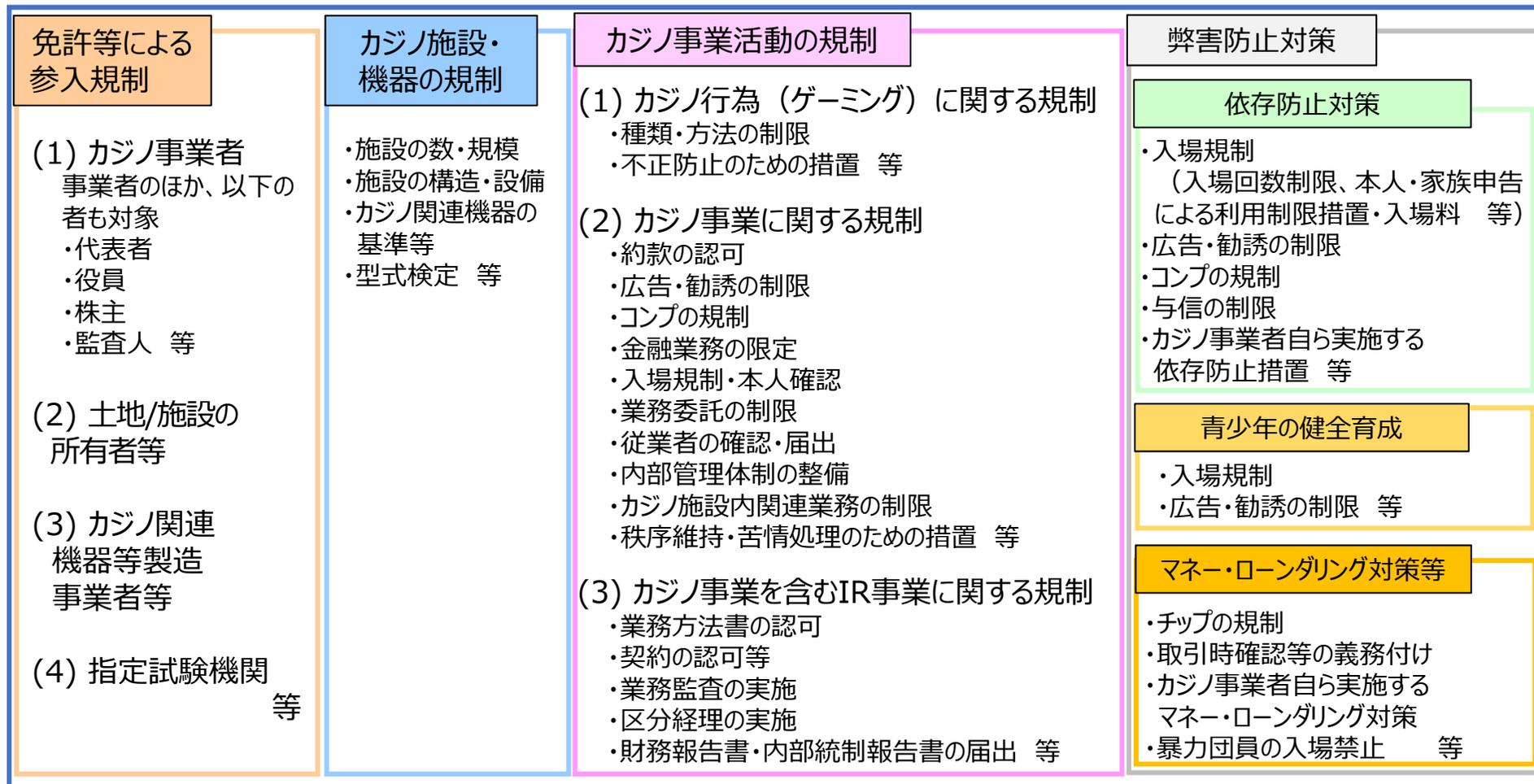
【主務大臣と都道府県等の役割分担のイメージ】



※ **区域整備計画** ; IR事業者からの提案に基づいた事業基本計画に加え、弊害防止対策、周辺インフラの整備状況や周辺環境対策等の都道府県等の施策を含むもの。

③ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; カジノ規制

<カジノ規制の全体像>



③ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; カジノ規制

＜公正・廉潔なカジノ事業のために＞

【免許制等による事業者等の廉潔性確保】

- ① カジノ事業免許はIR事業者のみに付与 (P.21参照)
- ② 事業者のみならず、役員、株主、取引先等幅広い関係者に対し、免許・認可等の際の背面調査を通じて廉潔性を確保 (P.21参照)
- ③ カジノ事業の従業者も、カジノ管理委員会による確認等を通じて廉潔性を確保
- ④ 施設供用事業者は免許、土地権利者は認可の対象とし、廉潔性を確保 (P.23参照)
- ⑤ カジノ関連機器等（スロットマシン等）に関し、技術的基準を設定し、基準適合を義務付け

等

【カジノ面積規制】

- ① IR施設との相対的な位置付け及び「ゲーミング区域※」の上限値（絶対値）で規制

※顧客の通路や飲食スペース、バックヤード等ゲームの実施に直接には関係のない区域を除外

【カジノ事業活動の規制】

- ① カジノ内で行えるカジノ行為は刑法上の「賭博」に限定。種類・方法はカジノ管理委員会が社会通念上妥当と認めたものに限定 (P.24参照)
- ② 高い規範に基づく事業の実施を徹底するため、IR事業者に内部管理体制の整備を義務付け
- ③ カジノ事業に係る業務の委託を原則禁止
- ④ 日本人等によるクレジットカードを利用したチップの購入を禁止
- ⑤ 与信（顧客への金銭の貸付け）はカジノ事業者のみ行えることとし、与信対象を外国人等に限定。カジノ場内にはATMの設置禁止

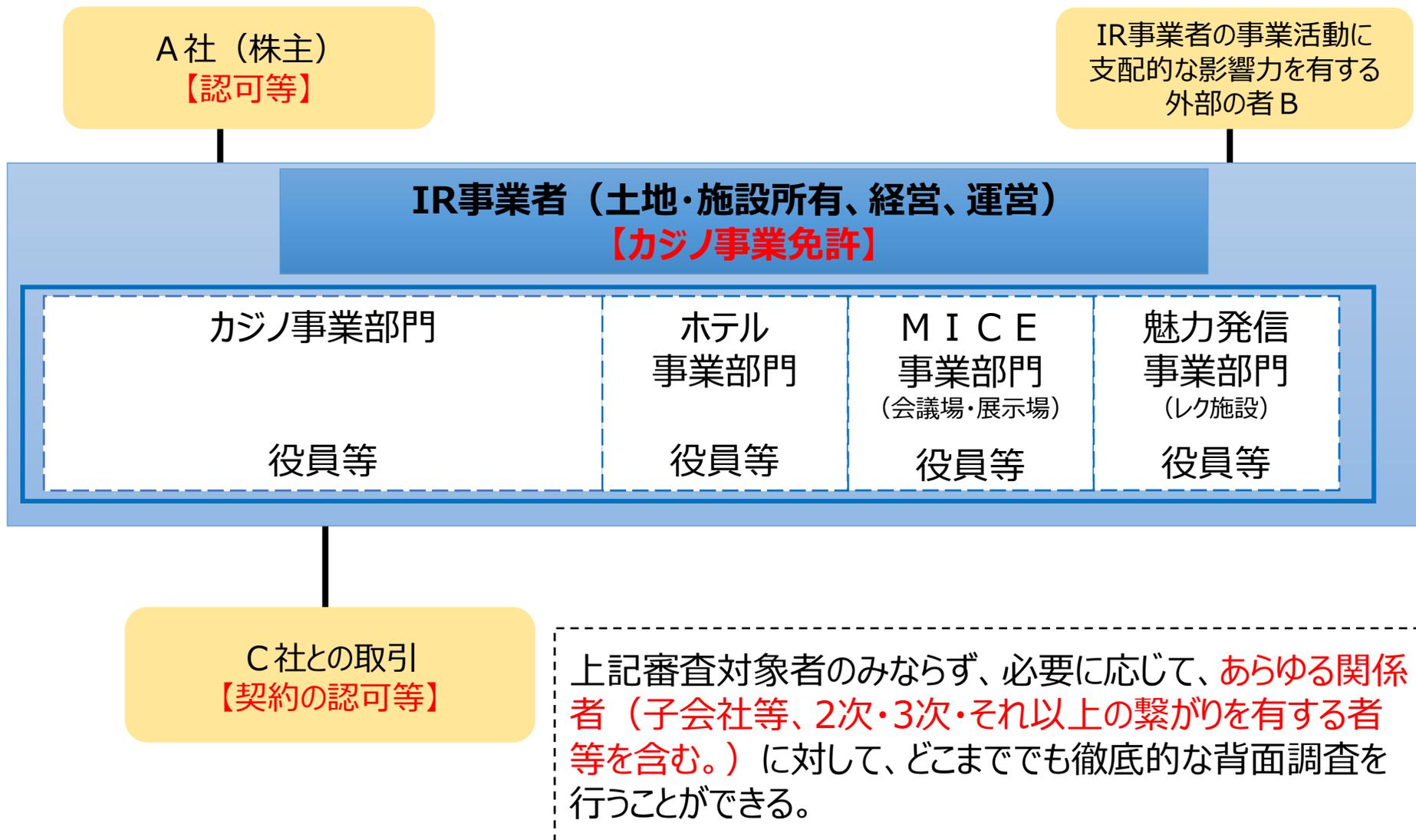
- ⑥ いわゆる「ジャンケット」は認めない

等 20

③ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; カジノ規制

＜公正・廉潔なカジノ事業のために＞

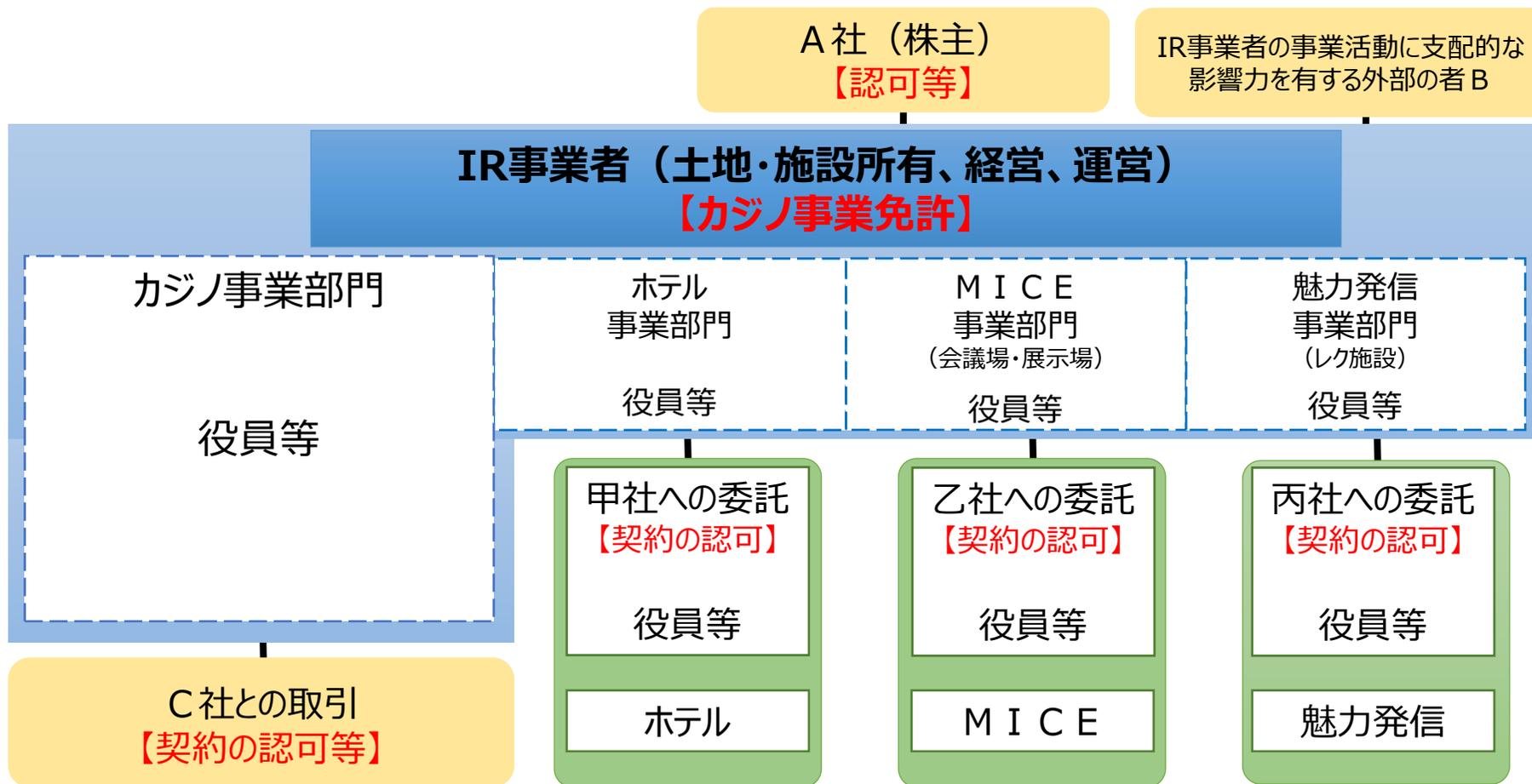
【IR事業者の原則的運営形態とカジノ事業免許】



③ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; カジノ規制

＜公正・廉潔なカジノ事業のために＞

【経営と運営が分離される場合（業務運営委託）：認可制の下で監督】



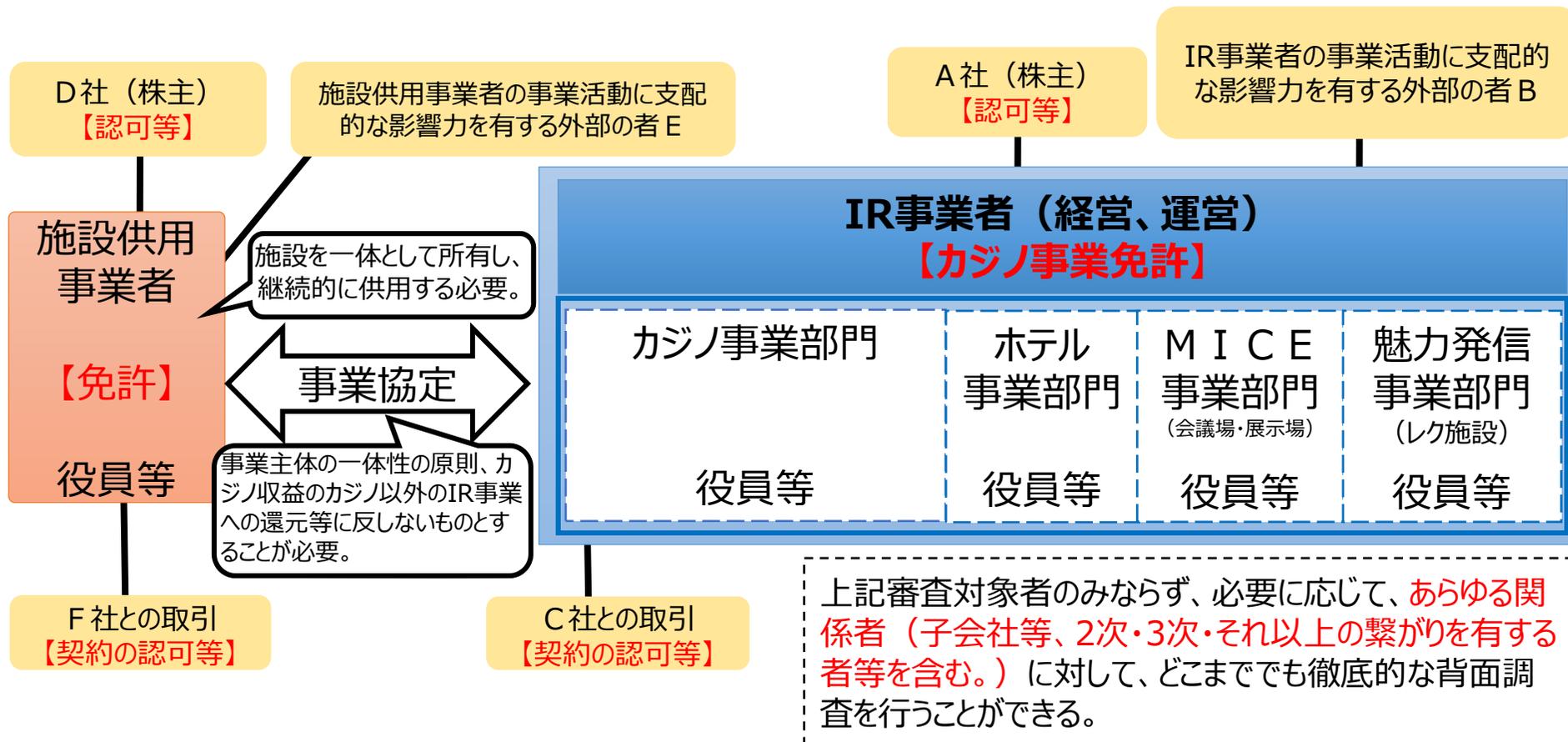
上記審査対象者のみならず、必要に応じて、あらゆる関係者（子会社等、2次・3次・それ以上の繋がりを有する者等を含む。）に対して、どこまでも徹底的な背面調査を行うことができる。

③ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; カジノ規制

<公正・廉潔なカジノ事業のために>

【免許制等による事業者等の廉潔性確保】

④ 施設供用事業者は免許、土地権利者は認可の対象とし、廉潔性を確保



③ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; カジノ規制

<参考> カジノにおいて行われている代表的なゲーム

名称	ルーレット	ブラックジャック	バカラ	大小	スロットマシン
ルール概要	数字及び色が付された38あるルーレットの目の中から、ボールが落ちる目の数字又は色を予想するゲーム	ディーラーとプレイヤーの勝負で、配られたカードの数字の合計数が21に近い方が勝利者となるゲーム	直接勝負に参加するものではなく、バンカーとプレイヤーのうちどちらが勝つかを予想するゲーム。両者に配られたカードの合計数の下一桁の数字が9に近い方が勝ちとなる	ディーラーによって振られる3つのサイコロの数字の合計数や組み合わせを予想するゲーム	リールを回転させ、一定のパターンの図柄がそろふことにより、当該図柄に応じた当たりを得るゲーム
					

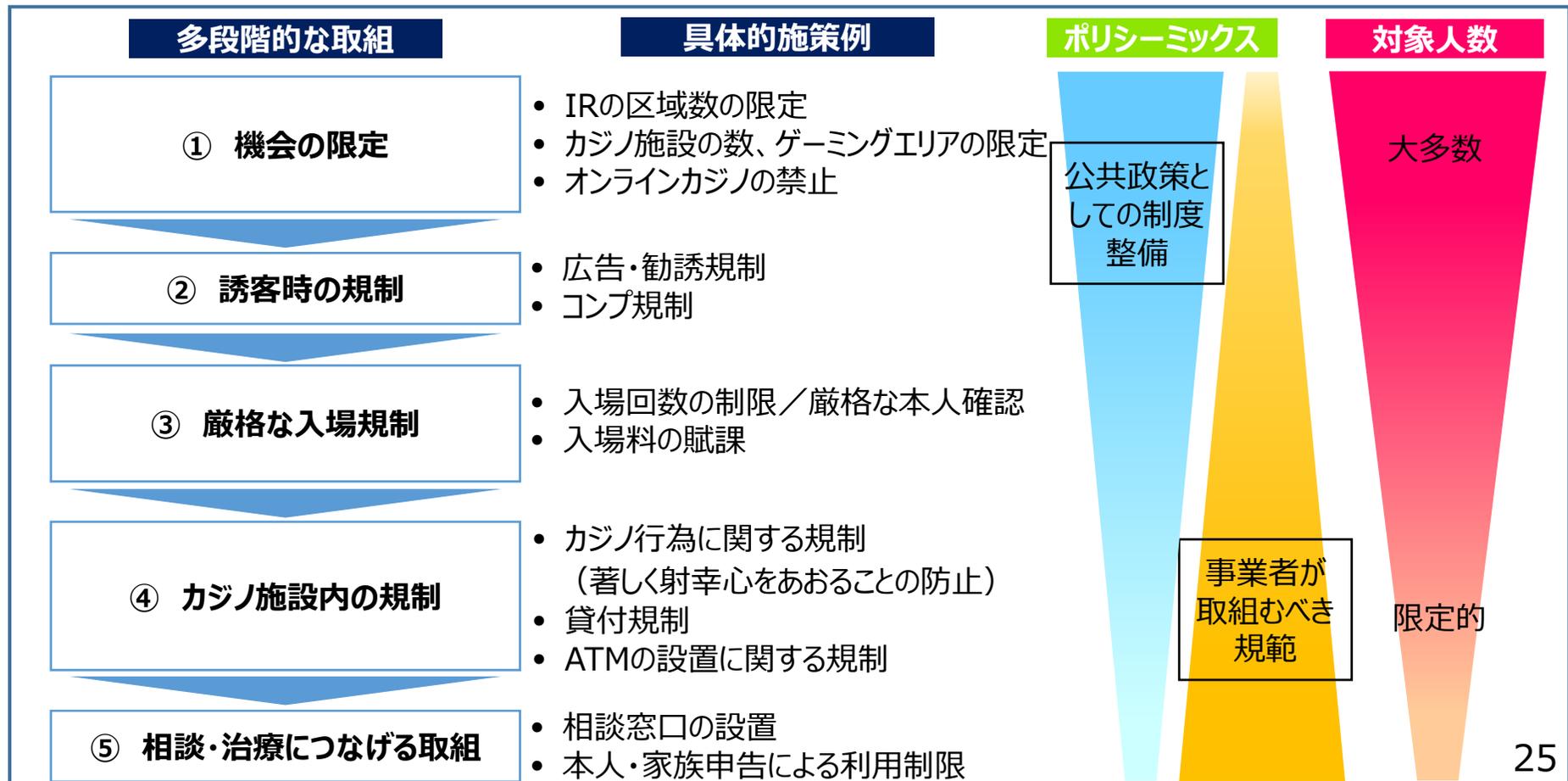
※ このほか、クラップス（ディーラーが投げる2つのサイコロの目の合計数を当てるゲーム）、カジノウォー（1枚ずつ配られたカードの数字の強弱で勝負をするゲーム）等が行われている。

※ 例えば、米国ネバダ州では、1,011種のゲームが認められており、シンガポールでは、マリーナ・ベイ・サンズに対し47種のゲームが、リゾート・ワールド・セントーサに対し39種のゲームが認められている。なお、これらのゲームの中には、上記の代表的なゲームのほか、これらの派生型のものも多数含まれている。

④ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容； 弊害防止対策

【依存防止対策の考え方】

- **重層的／多段階的取組の必要性**：カジノ行為への依存を防止するため、①ゲーミングに触れる機会の限定、②誘客時の規制、③厳格な入場規制、④カジノ施設内での規制、⑤相談・治療につなげる取組まで、重層的／多段階的な取組を制度的に整備することが必要。
- **公共政策上の制度整備と事業者責任のベストミックス**：(A)：公共政策として制度を整備するもの、(B)：カジノ事業者が取組むべき責任として確立するもの、(C)：(A)と(B)の両方の取組が求められるものの適切な組合せを考慮する必要がある。



④公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；弊害防止対策

<弊害防止のために>

【依存防止対策・青少年の健全育成】

（入場に係る対策）

- ① 日本人等の入場回数を長期（1か月程度）及び短期（1週間程度）で制限
- ② 入場に当たって、日本人等に、マイナンバーカードにより本人確認を実施、入場回数を確認
- ③ 日本人等に、1日（24時間）単位で入場料を賦課。入場料については、安易な入場抑止を図りつつ、利用客に過剰な負担とならないような水準を検討
- ④ 20歳未満の入場禁止

（広告等に係る対策）

- ① IR区域外では、カジノ事業に関する広告物等の設置を原則禁止
- ② 広告・勧誘の方法が適切なものとなるよう、カジノ管理委員会が広告勧誘指針を作成・公表
- ③ 20歳未満を対象とする広告・勧誘を禁止

（事業者の責任の明確化）

- ① 事業者に相談窓口の設置等を義務付け
- ② 事業者に、本人・家族申告による利用制限措置を義務付け
- ③ 従業者への教育訓練等の措置等を含む内部管理体制の整備を義務付け

等

④ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容； 弊害防止対策

< 弊害防止のために >

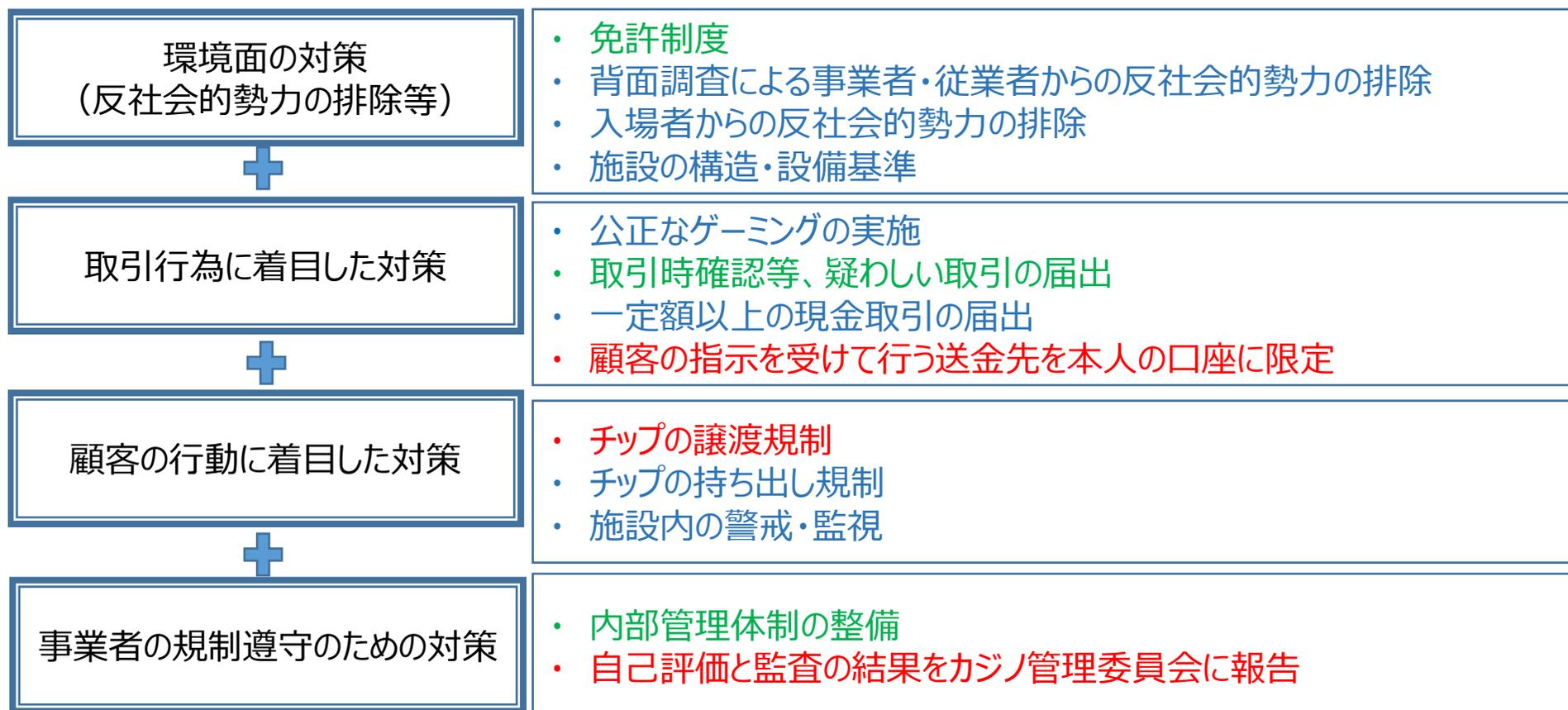
【マネー・ローンダリング対策等】

① 犯罪収益移転防止法の枠組みに加え、一定額以上の現金取引の報告を義務付け

② 暴力団員の入場禁止をカジノ事業者及び暴力団員本人に義務付け

等

< マネー・ローンダリング対策等の基本的枠組み >



⑤ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; カジノ管理委員会、公租公課等

<公正・廉潔なカジノ事業、弊害防止を実効性あるものにするために>

<カジノ管理委員会>

- ① 委員長及び委員は国会同意人事
- ② 一般的な権限である調査・監査・行政処分権限に加え、金銭的不利益処分を導入 等

<幅広く公益のために>

<公租公課等>

【納付金】

- ① 固定的なカジノ管理委員会の経費に相当する定額部分とともに、GGR※比例部分を合わせて徴収。GGR比例部分は幅広く公益に活用

※カジノ事業の粗収益：賭金総額－顧客への払戻金

- ② GGR比例部分については、諸外国の実効負担率やIRを取り巻く競争環境を踏まえ設定

【入場料】

- ① 外国人旅行客以外の利用客から入場料を徴収し、幅広く公益に活用

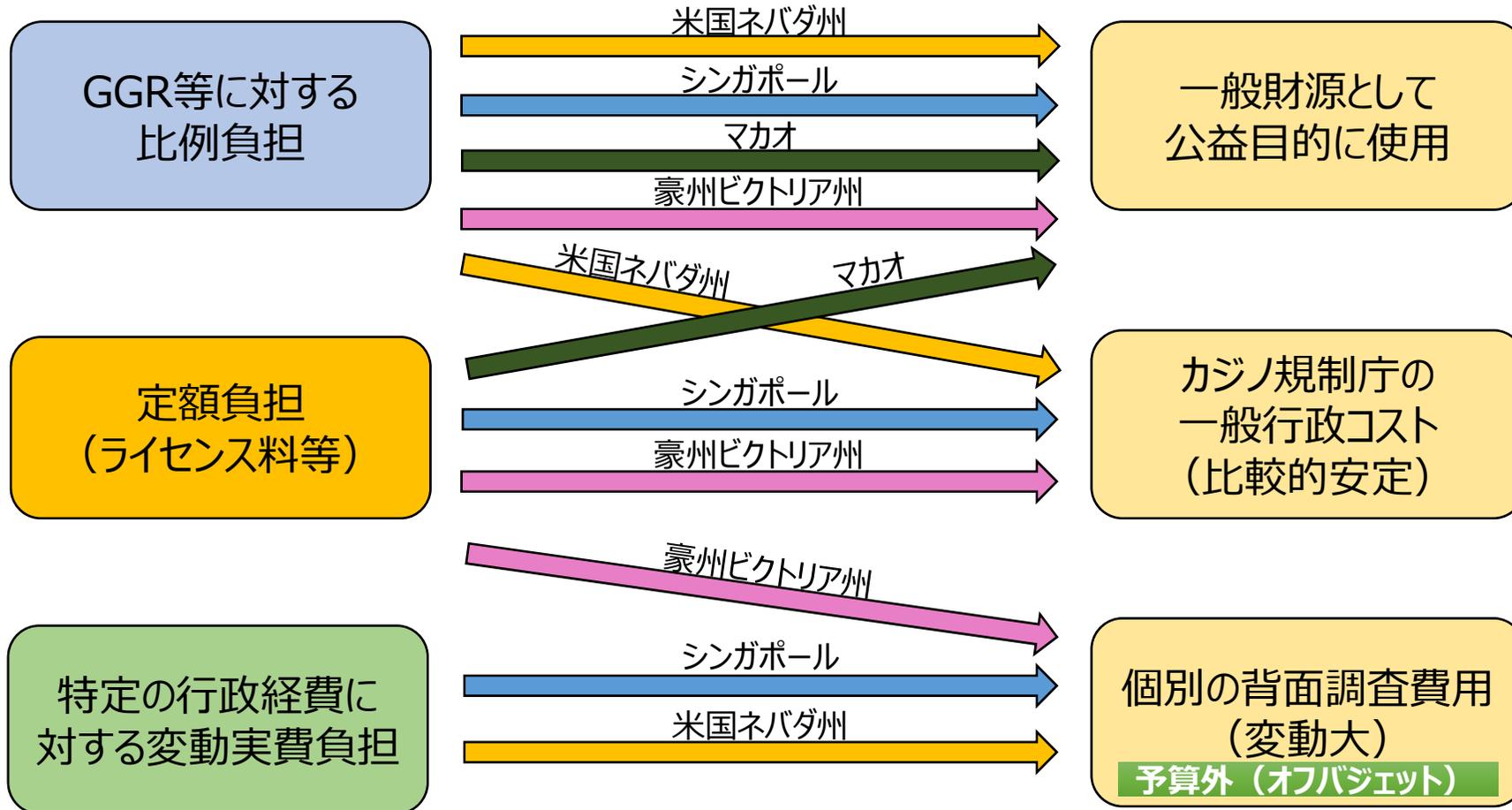
【国・地方の配分関係等】

- ① 納付金（GGR比例部分）及び入場料は、国が一括徴収することとし、国・認定都道府県等と折半

- ② 立地市町村等及び周辺自治体に対して、区域整備計画に基づき、認定都道府県等から納付金の一部を交付できる

⑤ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; カジノ管理委員会、公租公課等

＜諸外国の歳出・歳入との対応関係＞



【その他の論点】

入場料

国・地方の関係

諸外国のモデルに基づく実効負担率の機械的試算（イメージ）（注1）

大胆な仮定を置いたモデル計算の結果、概ね20~40%台の実効負担率（手数料を除く）

	米国ネバダ州	シンガポール	マカオ	豪州ビクトリア州	日本
IR全体収入① (うちGGR 76% ①')	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)
GGR等に対する比例負担②	月次免許料 (6.75%) 1488×6.75%=100億円 スロット免許料 年次: \$ 250×2500台 四半期: \$ 20×2500台×4 テーブル免許料 年次: \$ 16000 + \$ 200×(520台-16) 四半期: (\$ 20300 + \$ 25×(520台-35))×4 1億円	一般客からのGGR (15%) VIPからのGGR (5%) 計240億円 ※実績値より算出(但し、固定資産税額も含む)	カジノ税 (39%) 1488×39%=580億円 ゲーミング税: スロットマシン 2500台×1.4万円 テーブルゲーム VIP向け: 520台 ×50%×約400万円 一般向け: 520台 ×50%×約200万円 16億円	テーブルゲーム: 一般客はGGRの21.25% VIP客はGGRの9% ゲームマシン: GGRの31.57% 地域利益負担料: GGRの1% Super Tax (累進性) ゲームマシン税 (累進性)	納付金 (10%~40%) 1488×(10~40%) =148億円~595億円
定額負担③ (ライセンス料等)	-	年間16億円(実績値)	年間4億円(実績値)	年間 664億円 実績値より算出	a(定額負担)
営業費用等(60%)	1258億円	1258億円	1258億円	1258億円	1258億円
税引前利益	753億円	596億円	254億円	190億円	259~706億円(-a)
法人税④	753×35%=263億円	596×17%=101億円	-	190×30%=57億円	(259~706)×29.97% =78~212億円(注3)
消費税⑤(注4)	(2112-1488)×8%=50億円	2112×7%=148億円	-	(2112-1488)×(100-60)%×10%=25億円	(2112-1488)×(100-60)%×8%=20億円(注3)
地方税⑥	商業税(GGR-②)×0.2% (1488-101)×0.2%=3億円	固定資産税 ※上記GGR負担の内数	不動産保有税 税収不明	不動産保有税 税収不明	法人外形課税21億円 固定資産税54億円(注5)
税引後利益	437億円	345億円	254億円	108億円	91~404億円(-a')
実効負担率 (②~⑥)÷①(注3)	17.4%	24.7%	28.4%	38.5%	20.6~35.5%(+β)
GGRに占める負担率 (②~⑥のカジ関連部分÷①')	20.4%	30.1%	40.3%	52.2%	24.7~47.8%(+β')

(注1) 上記は、一定の仮定に基づく試算であり、日本の実際の税制上の取扱いについて予断するものではない。

(注2) 換算レートについては、1ドル=111円、1星ドル=80円、1パタカ=14円として計算。(平成29年6月時点) (注3) 地方税相当分を含む。

(注4) シンガポールは、事業者負担の消費課税がなされる。ネバダ州はゲーミング部分は課税対象外。ビクトリア州はゲーミング部分に減額措置がなされている。

(注5) 土地部分は国内アミューズメント施設周辺地域の土地公示価格を、建物・償却資産部分は外国事業者の平均資産額を用いて機械的な計算を行ったもの。その他、都市計画税等も賦課される可能性。

3. おわりに～「観光先進国」の実現に向けて～

3. おわりに～「観光先進国」の実現に向けて～

世界初のIR法制度

- ・「観光先進国」にふさわしい集客施設と収益面の原動力となるカジノ施設を法制度上一体化

諸外国と比較して遜色ない世界最高水準のカジノ規制

- ・免許制等による事業者等の廉潔性確保
- ・カジノ事業活動の規制
- ・依存防止対策
- ・青少年の健全育成
- ・マネー・ローンダリング対策等

公共政策としての「日本型IR」

滞在型観光モデルの確立

世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立

世界に向けた日本の魅力発信

公共政策としての「日本型IR」の実現を通じて、「観光先進国」の実現₃₂